# 入札公告

条件付一般競争入札を下記のとおり行うので、南但広域行政事務組合財務規則(平成 25 年規則第 17 号) 第 88 条の規定により公告する。

令和7年11月21日

南但広域行政事務組合 管理者 藤 岡 勇

記

## 1 入札に付する事項

(1) 工事番号 南広総7(工)第1号

(2) 工事名 南但スポーツセンター野球場フェンス改修工事

(3) 工事場所 兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但スポーツセンター

(4) 工事概要 仮設工事 一式

解体・撤去工事 一式

フェンス改修工事 一式

発生材積込·運搬 一式

(5) 工 期 令和8年2月27日限り

(6) 最低制限価格 有

(7)入札方式 条件付一般競争入札(事後審査型)

(8) 現場説明会 無

(9) 予定価格の事前公表 無

### 2 応募形態

単独企業による。

## 3 入札参加資格

本工事の入札に参加する資格を有する者は、令和6・7年度南但広域行政事務組合の 建設工事契約に係る競争入札参加資格者で、資格確認資料提出時において次に掲げる要 件を全て満たしていること。

# (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建築業法 (昭和 24 年法律第 100 条) 第 3 条の規定による「建築一式工事」の許可を有すること。

ただし、下請け契約の請負代金の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000

- 万円)を超える場合は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定による「建築一式事業」に係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 南但広域行政事務組合の入札参加資格で工種が「建築一式工事」を希望している こと。
- エ 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が、本契約締結予定日(令和7年10月)まであること。
- オ 養父市又は朝来市に本店を有する者であること。
- カ 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・経営事項審査の結果の「建築一 式工事」において総合評定値が749点以下の者であること。
- キ 南但広域行政事務組合の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日 及び入札日に受けていないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て(旧会社更正法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。
- ケ 当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、以下 にも該当しないこと。
  - (A) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその 出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- (B) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者 コ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない こと。
  - (A) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- (a) 親会社と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (B) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (C) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(A)又は(B)と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合
- サ 入札参加申込期限日において、直前決算に係る法人税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに養父市・朝来市に係る市税を滞納していないこと。
- (2) 配置予定技術者の要件
  - ア 建設業法第26条の規定による「建築一式工事業」の主任技術者又は監理技術者 資格者証を有する監理技術者を本工事に配置できること。

ただし、請負金額が、4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)を超える

場合は、専任で配置できること。

なお、監理技術者の配置を求める場合における監理技術者講習終了証については、監理技術者資格者証の交付を平成16年2月29日までに受けている場合は不要とし、監理技術者講習を平成16年2月29日までに受けていたが、監理技術者資格者証の交付を平成16年3月1日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講終了証をもって代える。

- イ 下請契約の請負代金の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を 超える場合は、監理技術者を配置すること。
- ウ 技術者は常勤の自社社員であり、かつ資格確認資料提出時において引き続き3 箇月以上の雇用関係を有するもので、請負金額が建設業法施行令第27条に定める 金額以上である場合は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこ と。
- エ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事 現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極 めて特別な場合を除き認めない。

# 4 入札手続等 (スケジュール)

手続等	期間・期日 <b>※1</b>	場所・方法		
(1)建設工事請負契 約条項等の閲覧		兵庫県養父市堀畑 550 番地 南但広域行政事務組合総務課 電話番号 079-665-0146		
(2)提出資料の様式 等の交付	令和7年11月21日(金)から 令和7年12月15日(月)まで	南但広域行政事務組合のホームページの新着情報からダウンロードしてください。		
(3)入札参加受付	令和7年11月21日(金)から 令和7年12月3日(水)まで ※郵送により提出する場合で、設計図書 の郵送を希望する場合は、返信用封筒を 同封してください。 *角形2号・140円切手貼付、返送先を記 入。料金が不足する場合はご負担ください。	兵庫県養父市堀畑 550 番地 南但広域行政事務組合総務課 電話番号 079-665-0146 ・条件付一般競争入札(事後審 査型)参加申込書を持参又は郵 送により提出する。 ・入札日までに反社会的行為 があった時は、受付を取り消 す。		
(4)設計図書の交 付・閲覧期間	令和7年11月21日(金)から 令和7年12月15日(月)まで	兵庫県養父市堀畑 550 番地 南但広域行政事務組合総務課 電話番号 079-665-0146		

(5)設計図書に関す	令和7年11月25日(火)から	提出先		
る質疑書の受付	令和7年12月 5日(金)正午まで	兵庫県養父市堀畑 550 番地		
		南但広域行政事務組合総務課		
	ア すべて書面(任意様式)をもって行	電話番号 079-665-0146		
	う。	FAX番号 079-672-5046		
	イ 書面は持参又はファックスで受け			
	付ける。			
(6) 回答書の閲覧	令和7年12月10日(水)から	兵庫県養父市堀畑 550 番地		
	令和7年12月15日(月)まで	南但広域行政事務組合総務課		
	回答書は閲覧とする。(参加申込者へ	電話番号 079-665-0146		
	ファックスの予定。ただし、閲覧日初日			
	より遅れる可能性がある。)			
(7)入札書の提出	期限・方法	兵庫県養父市堀畑 550 番地		
	①郵送の場合	南但広域行政管理センター		
	令和7年12月15日(月) 午後5時必着	2階総務課		
	※詳細については、別添「郵便入札等に			
	ついて」をご確認ください。	<b>※ 1</b> ホームページで交付する		
	②持参の場合	様式の <b>内訳書</b> を添付すること。		
	令和7年12月12日(金)、15日(月)の	なお、入札金額と積算金額は同		
	2日間とする。	額とすること。		
		※2内訳書が未提出であり、又		
	※第2回の入札(再度入札)について	は提出された内訳書が未記入		
	は、該当者に電話及びファックス等	である等の場合は、入札書は無		
	により別途通知します。	効とする。		
(8) 開札の日時及び	(1)日 時	兵庫県養父市堀畑 550 番地		
場所	令和7年12月16日(火)	南但広域行政管理センター		
	午前9時00分から	2階会議室		

**注1**:上記の期間は、いずれも南但広域行政事務組合の休日を定める条例(平成5年条例第3号)に規定する休日を除く、毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。(時間指定のあるものは除く。)

5 入札参加申込書等の交付方法

交付する書類

申込みのとき

- (1)条件付一般競争入札(事後審査型)参加申込書 入札のとき
- (2) 工事請負入札書(以下「入札書」という。)
- (3) 工事積算内訳書(以下「内訳書」という。)
- (4) 郵便入札等について

# 落札候補者となったとき

- (5)条件付一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書
- (6) 配置予定技術者の資格
- (7) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係
- ※南但広域行政事務組合のホームページの新着情報からダウンロードしてください。

# 6 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の 原則を守り、住民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (1)入札参加者は、入札公告、設計図書(図面、金抜き設計書、仕様書等をいう。)、現場及び入札に関する条件等について十分理解したうえで入札に参加してください。また、これらにつき疑義のあるときは、担当職員の説明(質疑書の受付による。)を求めることができます。なお、入札後は、これらの不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2)入札に参加する資格を有する者が入札を行うこと。
- (3)入札書の記載にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。
- (5)入札書を提出した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することは できない。
- (6)入札参加者の連合の疑い、不正不穏の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- (7) 入札を希望しない場合には、開札日前日までに入札辞退届を提出すること。
- (8)入札回数は2回を限度とする。
- (9) 最低制限価格を設けたときは、その価格を下回る入札をした者はその時点で失格とする。

#### 7 無効となる入札

次の入札は無効となる。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の 入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3)入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (8)入札書に記名押印がないとき(署名のみのとき含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札書の入札金額が訂正されているとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- 8 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料
  - (1) 南但広域行政事務組合財務規則第90条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
  - (2) 開札後、入札執行者から下記の入札資格確認資料の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、南但広域行政事務組合総務課まで各1部提出すること。

なお、様式等は、交付期間内に取得しておくこと。

- ア 条件付一般競争入札(事後審査型)参加資格確認申請書
- イ 配置予定技術者の資格
- ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係
- 工 提出資料等
  - (ア) 配置予定技術者の資格
    - a 入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載し、 資格証明書・講習終了証等の写し
    - b 3 筒月以上の雇用関係が確認できる保険証等の写し
    - c 入札参加要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去15年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書等の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。
  - (イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係
    - a 建設業の許可 許可に係る通知書の写し
    - b 経営事項審査結果 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
    - c 設計業務受託者関係 本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる 登記簿謄本等の写し
- オ 資料を提出したが、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送 又電送によるものは受付しない。)し、説明を求めることができる。
- カ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

# 9 落札者の決定方法

落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるとみとめられるときは、その者を落札者としないことがある。

- (1) 落札者の決定については、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札 した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。(くじ引きの詳細は、別添「郵便入札等について」に記載)
- 10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落 札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するま でに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて 通知すること。

## 11 契約書の締結

- (1) 落札者は、契約決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約にあっては、南但広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和58年条例第9号)の規定により、組合議会の議決案件であるため、落札決定後組合が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約書となる。
- (3) 落札決定後、契約までの間に落札者が、入札参加の資格制限又は組合から指名停止 を受けた場合、仮契約は締結せず、仮契約を締結しているときは解除する。なお、こ の場合、組合は一切の損害賠償の責を負わない。
- (4) 契約書には南但広域行政事務組合契約等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成27年南但広域行政事務組合告示第5号)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じる旨の特約を付加します。

また、同趣旨の誓約書の提出を求めます。

### 12 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

## 13 支払条件

前 金 払	有
-------	---

中間前金払と	-	中間前金払を選択 した場合	中間前金払 部分払	有無
部分払の選択 該当工事の別	有	中間前金払を選択 しなかった場合	部分払	有

## (1) 前払金

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 4 以内の前金払を行う。なお、工期が 2 箇年度以上にわたる契約については、各年 度ごとに当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内の前金払いを行う。

また、請負金額250万円以上の場合のみ、対象となる。

## (2) 部分払

工期に応じ、次に示す回数以内の部分払いを請求することができる。なお、南但 広域行政事務組合の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて 部分払の回数を変更することがある。

- (1) 50 日以上 90 日未満 1回
- (2) 90 日以上 180 日未満 2 回
- (3) 180 日以上 270 日未満 3 回
- (4) 270 日以上 120 日を増すごとに回数 1 を加える。

## 14 その他

- (1)契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を 購入し、契約締結後1箇月以内に証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金 収納書を契約担当者に提出すること。
- (2)下請業者の選定及び建設資材等の購入は、可能な限り養父市及び朝来市内業者を 活用すること。
- (3)下請代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請人等にしわ寄せが生じないようにすること。
- (4) 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出された資料等は返還しない。
- (6) 申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出はできない。
- (7) 申込書等に虚偽の記載をした者は、南但広域行政事務組合の指名停止基準により 指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (8) 入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) 提出された書類等は、組合において無断で使用することはできないものとする。